

豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画 (概要版)

平成30年3月 豊岡市

1 計画策定の趣旨と計画期間

1 計画策定の背景と趣旨

平成12年4月に施行された介護保険制度は成立から15年以上が経過し、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国で約900万人だった75歳以上の高齢者は、平成27年10月1日現在で1,613万人、65歳以上の高齢者人口の割合は26.6%となっています。また、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年の65歳以上高齢者人口は3,677万人に達する見込みです（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」）。

高齢化の進行は全国と同様に本市においても進んでおり、平成27年の国勢調査に基づく本市の高齢者人口は25,983人、高齢化率は31.7%となっています。本市の高齢化率は国（26.6%）や県（27.1%）と比べても高く、さらに高齢化が進んでいる状況にあります。

今後、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれることから、第7期計画では、更なる介護と医療のニーズの増加を見据え、第6期計画で築いた地域包括ケアシステムの基盤を強化し、深化させていくことが求められています。さらに大切なことは、従来のように高齢者を含むあらゆる住民を「支え手」「受け手」に分けてしまうのではなく、一人ひとりが役割を持ち互いに支え合うことができる社会の実現です。このような社会は「地域共生社会」と呼ばれ、高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会です。

本市においても、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、引き続き住み慣れた地域で生活が続けられる支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて地域に活躍する場を持ち、生涯にわたり自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

2 計画の期間

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

※計画策定時点で平成31年以降の元号が定まっていないため、平成31年以降も便宜上「平成」と表記しています。

2 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会」を設置し、委員等と市の実務担当職員によって組織した3つの作業部会（地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会*、基盤整備・人材確保検討部会、認知症対策検討部会）において作成した素案を基に高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後3年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。

また、老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65歳以上の高齢者を無作為抽出し、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

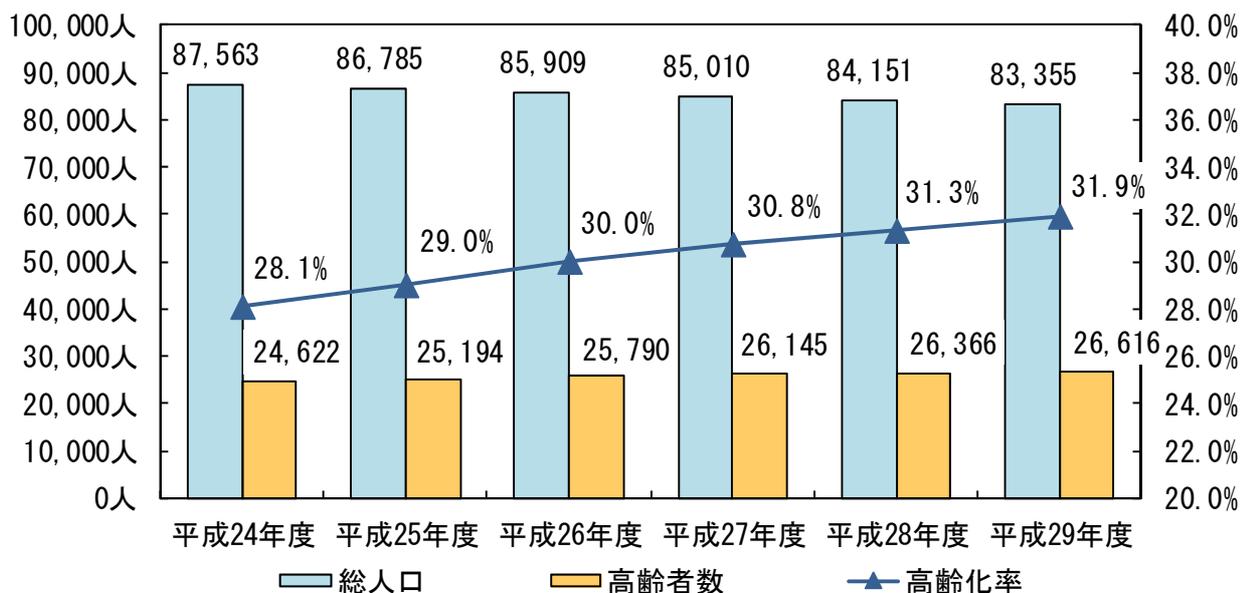
さらに、広く市民の皆さんの意見をこの計画に反映させるため、平成30年2月7日～16日の間で、パブリックコメントを実施しました。

* 地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会には、部会内に地域課題検討分科会と医療介護連携分科会を設置し、それぞれの分野において検討を行いました。

3 市の現状と推計（人口・高齢者数・要介護（要支援）認定者数）

1 人口・高齢者数・高齢化率の推移

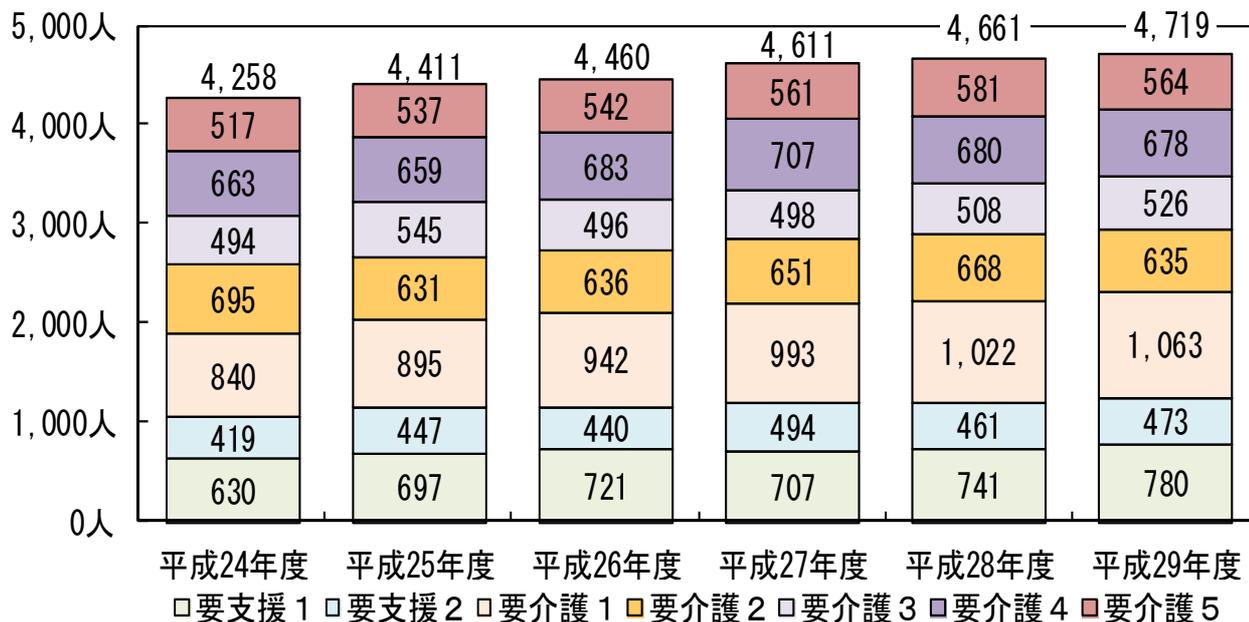
図 人口・高齢者数・高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

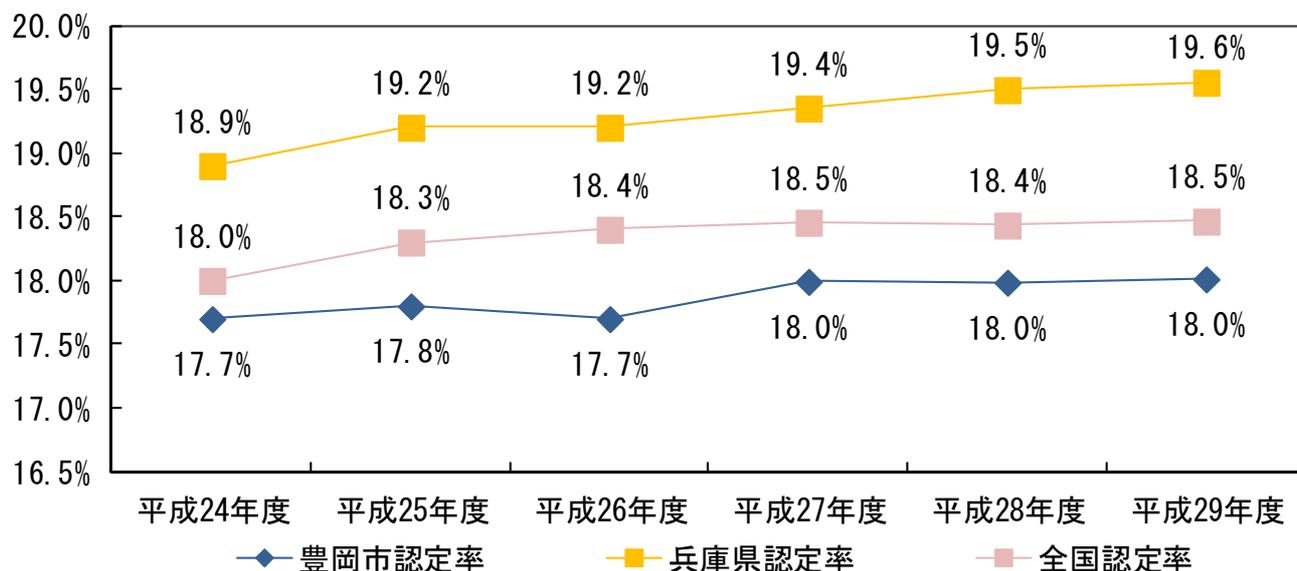
2 認定者数と認定率の推移

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移



資料：介護保険状況報告（各年度9月月報）

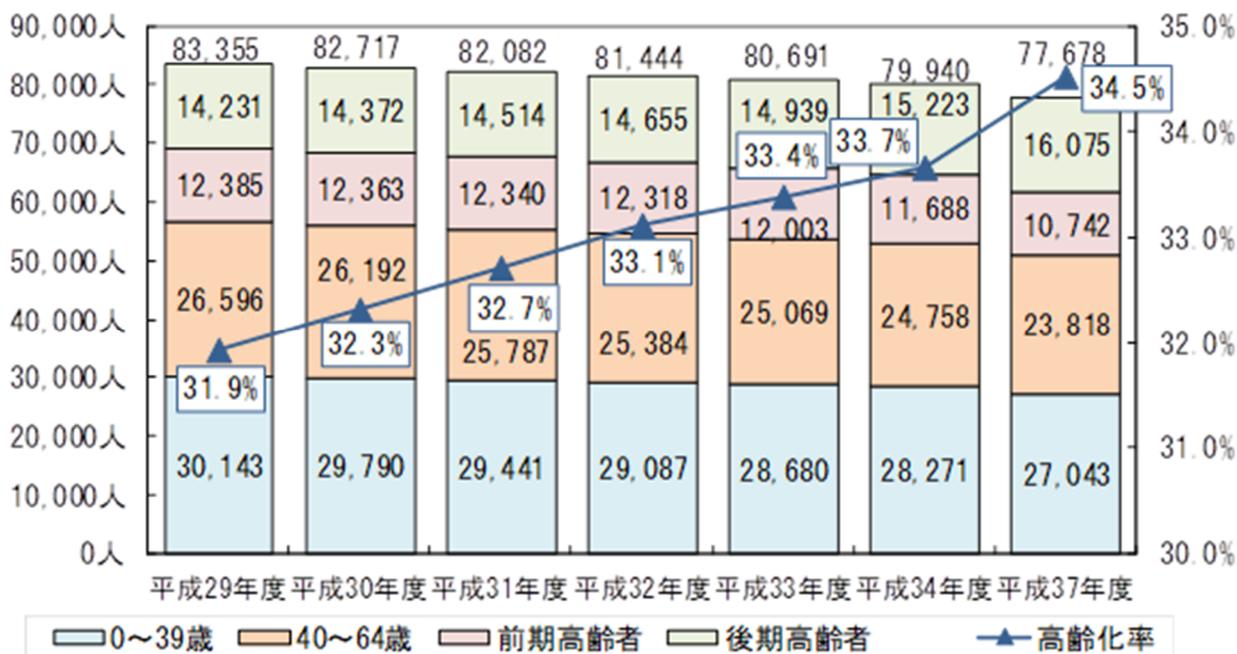
図 認定者数と認定率の推移



資料：介護保険状況報告（各年度9月月報）

3 人口・高齢者数・高齢化率の推計

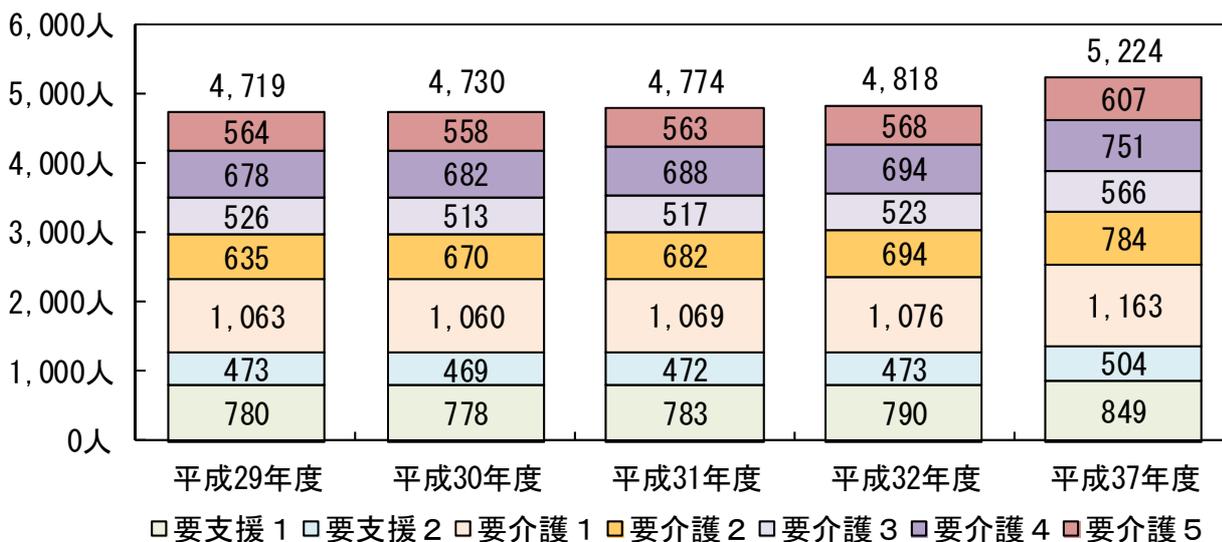
図 人口・高齢者数・高齢化率の推計



※平成 29 年度の 10 月 1 日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

4 要支援・要介護度別認定者数（第 1 号被保険者）の推計

図 要支援・要介護度別認定者数（第 1 号被保険者）の推計



※平成 28 年度から平成 29 年度の認定率の伸びを基に推計した

※平成 29 年度は実績値（介護保険事業報告平成 29 年 9 月分）

4 計画の基本理念と基本目標

これまで掲げてきた理念である「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を第7期計画にも引き継ぎ、これから先の未来においても、市民一人ひとりの笑顔がまちじゅうにあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さとつながりを学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画の推進に努めます。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にする)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

基本目標

高齢者がいきいき暮らせるまちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくりを促進するとともに、安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいき暮らせるまちづくりを進めます。

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

5 第7期計画の重点施策

地域包括ケアシステムの推進

本市における地域包括ケアシステムの対象者は、当面の間、高齢者と障害者を中心とします。(障害者施策は「豊岡市障害者福祉計画」に記載することとし、他の計画も含めて調和を図りながら推進していきます。)

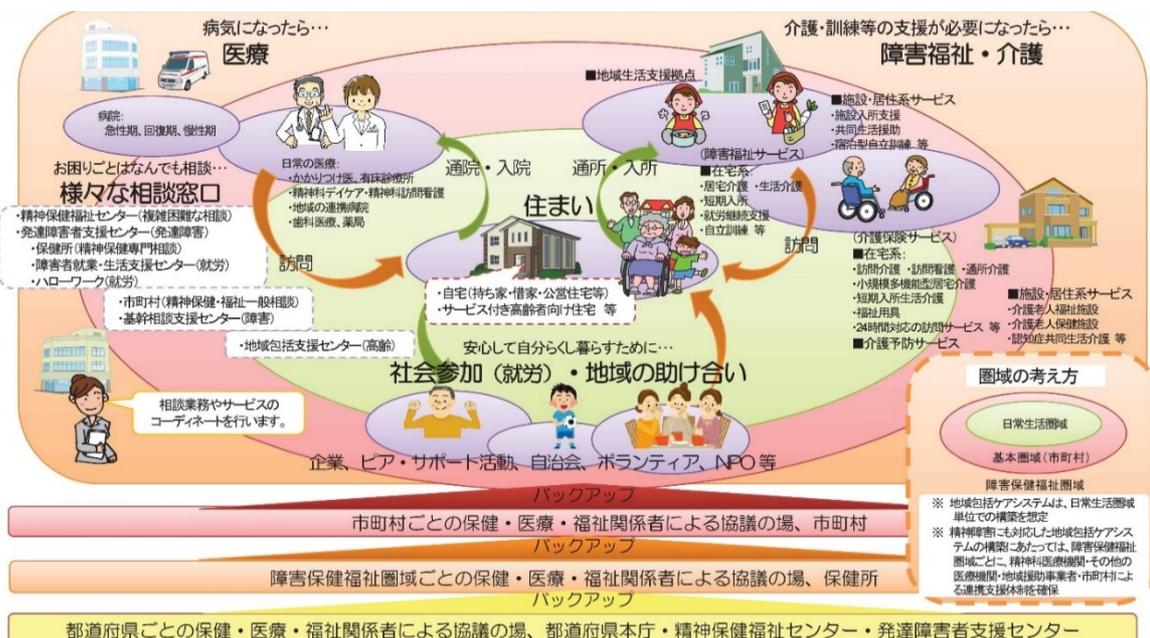
さらに介護保険と障害福祉のサービスの連携を強めていくとともに、検討を重ねながら、子ども・子育て世代等、対象者の拡大を図り、地域共生社会の実現を目指します。

本市が目指す地域社会像

- 元気なうちは就労、ボランティア活動・趣味などの生きがい活動や社会参加を行うとともに、介護予防を行いながら、健康寿命を延ばす
- 介護や医療が必要になっても、生きがいを持ち、その人らしい生活を送ることができる
- 在宅医療、在宅介護を充実させ、また、地域で支えあうことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活する

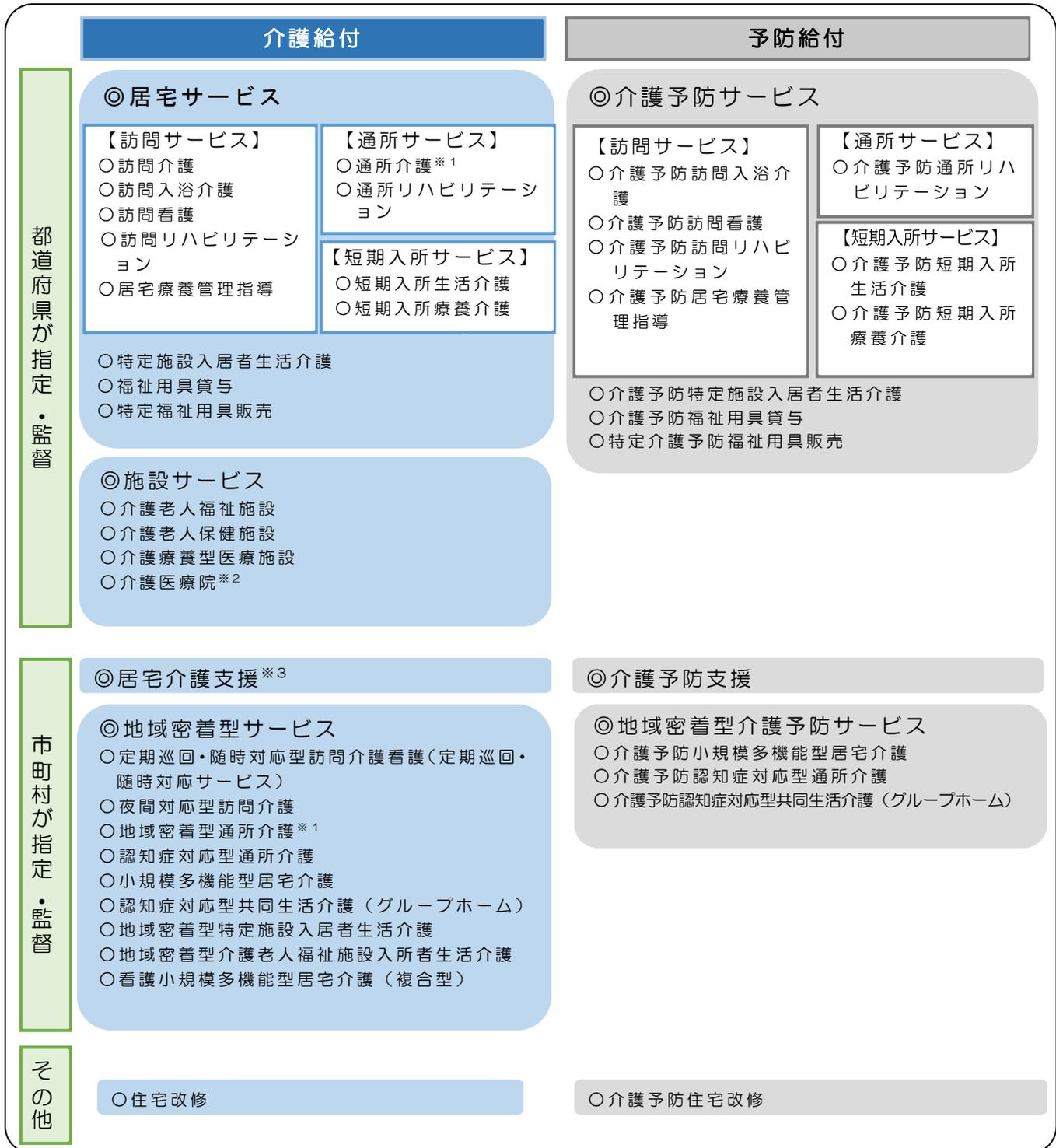
- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 地域ケア会議の推進
- 4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化
- 5 高齢者の社会参加の促進

図 高齢者だけでなく障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



資料：厚生労働省 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（第5回）より一部引用

介護保険サービス体系表



※1 平成28年4月から、通所介護のうち、利用定員が19人未満の事業所は、地域密着型サービスに移行している（地域密着型通所介護）。

※2 介護保険法の改正により新たに設置される、長期療養を目的とする施設。（平成30年4月から）

※3 平成30年4月から、居宅介護支援事業者に対する指定・監督の権限は市町村に移行する。介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、市町村が行う「新しい総合事業」の訪問型サービス・通所型サービスに移行したため、予防給付の指定から外れている。

7 第1号被保険者の保険料の確保

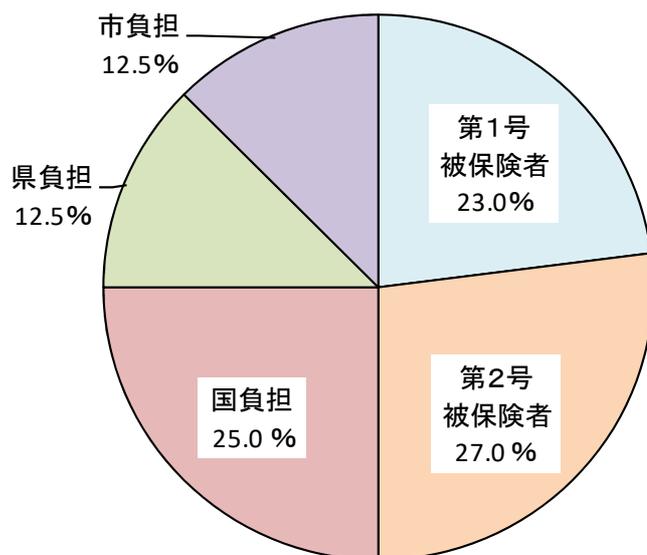
1 介護保険事業の負担割合

(1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められています。第7期計画期間においては、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%となります（第6期計画期間の負担割合は、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%でした）。国負担分25%のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。

図 介護給付費の負担割合

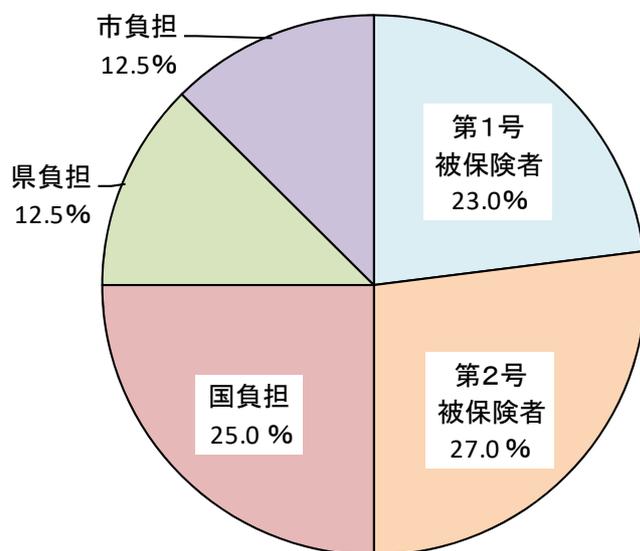


(2) 地域支援事業費

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

50.0%を公費で、残りの 50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は 23.0%です。

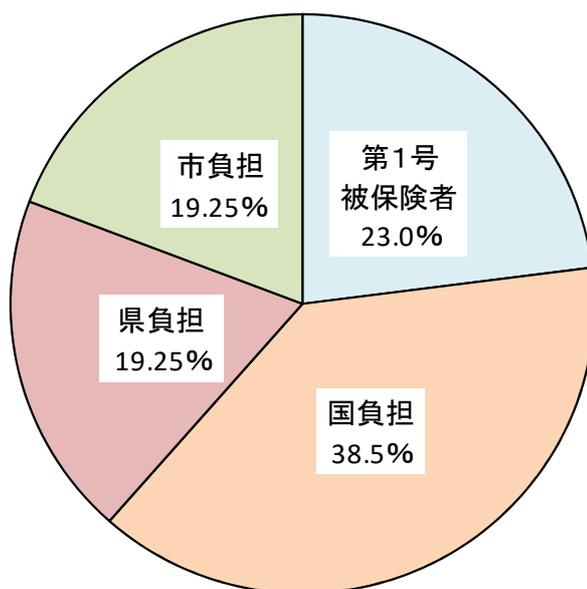
図 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合



イ 包括的支援事業費・任意事業費

77.0%を公費で、残りの 23.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

図 包括的支援事業費・任意事業費の負担割合



8 介護保険料の推計

1 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料は、次の計算式により算出しています。

表 保険料基準額の推計（平成30年度から平成32年度までの合計）

A	標準給付費見込額	26,284,436,891円
B	地域支援事業費見込額	1,642,535,000円
C	第1号被保険者負担分相当額	6,423,203,535円
D	調整交付金相当額	1,367,660,745円
E	調整交付金見込額	1,924,679,000円
F	財政安定化基金拠出金見込額	0円
G	財政安定化基金償還金	0円
H	準備基金取崩額 (平成29年度末時点の準備基金の残額 約291,000,000円)	146,500,000円
I	市町村特別給付費等	0円
J	市町村相互財政安定化事業負担額	0円
K	市町村相互財政安定化事業交付額	0円
L	保険料収納必要額 ($C + (D - E) + F + G - H + I + J - K$)	5,719,685,280円
M	予定保険料収納率	98.5%
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	78,683人
O	保険料基準額(年額) $L \div M \div N$	73,800円
P	保険料基準額(月額) $O \div 12$ ヶ月	6,150円

2 介護保険料基準額（月額）

第7期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

介護保険料は、今後、より高齢化が進行し介護サービス等の支援を必要とする方が増え続ける一方、それを支える世代（第2号被保険者）が減少していく傾向にあるため、このまま進むと平成37年度には8,300円前後になると推計されます。

第7期（平成30年度～平成32年度） 介護保険料基準額（月額）	6,150円
------------------------------------	--------

表 介護保険料基準額（月額）の推移

（単位 月額基準額：円、増減率：％）

区分		旧豊岡市	旧城崎町	旧竹野町	旧日高町	旧出石町	旧但東町
第1期	月額基準額	2,562	2,600	2,500	2,536	2,623	2,500
第2期	月額基準額	2,900	2,860	2,600	2,800	3,494	3,200
	増減率	13.2	10.0	4.0	10.4	33.2	28.0
第3期	月額基準額	3,500					
	増減率	20.7	22.4	34.6	25.0	0.2	9.4
第4期	月額基準額	3,840					
	増減率	9.7					
第5期	月額基準額	4,830					
	増減率	25.8					
第6期	月額基準額	5,634					
	増減率	16.6					
第7期	月額基準額	6,150					
	増減率	9.2					

3 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別の保険料は次のとおりです。

市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を10段階とします（国は9段階）。

表 所得段階別の第1号被保険者保険料

(単位：円)

所得段階	年額	月額 (月平均)
第1段階 (基準額×0.50) ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	36,900	3,075
第2段階 (基準額×0.70) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	51,660	4,305
第3段階 (基準額×0.75) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	55,350	4,613
第4段階 (基準額×0.90) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	66,420	5,535
第5段階 (基準額×1.00) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	73,800	6,150
第6段階 (基準額×1.20) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	88,560	7,380
第7段階 (基準額×1.25) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	92,250	7,688
第8段階 (基準額×1.50) ・本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上、400万円未満の方	110,700	9,225
第9段階 (基準額×1.70) ・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方	125,460	10,455
第10段階 (基準額×1.75) ・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	129,150	10,763

4 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化

介護給付費の5割は公費で賄われていますが、市民税非課税世帯のうち、特に所得が低い方については、保険料の軽減強化として、平成27年4月から別枠で公費が充てられています。

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（月額）
第1段階	0.5 → 0.45	3,075円 → 2,768円